

第3次高知県動物愛護管理推進計画

令和3年4月

高 知 県

はじめに

近年、少子高齢化の進展、少人数世帯の増加等を背景として、動物を飼うことに対する関心が高まっており、飼い主は、犬や猫をはじめとする動物を、単に愛玩の対象としてだけでなく、潤いと癒しを与えてくれる人生の良きパートナー、あるいは家族の一員としてとらえるようになってきています。さらに、動物とのふれあいが、子どもたちに自分より弱い者に対するいたわりの心や、命を預かる責任の重さと命の大切さを教えてくれます。また時には、生きていく力や明日への希望になることもあります。

このように、動物の存在が、動物を飼っている人のみならず私たち社会全体に良い影響をもたらしてくれます。

一方、動物を飼う際には、その命に最期まで責任を持つとともに、周囲に迷惑をかけないように配慮することなど、飼い主としての責任が求められています。平成30年度に実施した県民世論調査においても、人と動物の共生のための支障として、飼い主のルール・マナー違反や迷惑問題の増加などが、多くの人から挙げられました。

動物の安易な飼養とそれに伴う飼養放棄、遺棄、虐待等の問題や、動物の不適正な飼養による危害、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑問題、所有者のいない動物に対する恣意的な餌やり等による害の増加やみだりな繁殖の問題など、多様な問題が発生しています。

また、東日本大震災をはじめとする大規模自然災害時には、被災動物への対応が課題となっており、高知県においても、南海トラフ地震発災時の同行避難等に向けた対策が急がれています。

このような中、令和元年6月19日付けで動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)が改正されたことに伴い、令和2年6月1日付けで「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)」が改正されましたので、本県においても今後の動物愛護管理行政を円滑かつ効果的に推進するため、改正後の指針に即して前計画の殺処分数削減の目標や対策等を見直し、計画的に施策の遂行を図ることとしました。

人と動物とが共生できる社会の実現のためには、県民一人ひとりが、動物の命の尊さ大切さを感じ動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識等を普及啓発していくことで、動物の存在が広く県民に受け入れられ、人と動物とがより良い関係づくりを進め、共に健康で安全に暮らせる社会の構築を図ることが必要です。

このため、県、市町村、動物関係団体、地域等がそれぞれに担う役割や取り組むべき方策を明確にして、相互に連携・協働しながら動物愛護管理施策の推進に努めてまいります。

目 次

1	動物愛護管理推進計画の考え方	1
	(1) 目的	
	(2) 対象地域	
	(3) 計画の期間	
2	推進計画の基本目標	1
	(1) 人と動物との調和の取れた共生社会の実現	
	(2) 人と動物の安全の確保	
3	役割	1
	(1) 高知県・高知市（以下、「県等」という。）の役割	
	(2) 市町村の役割	
	(3) 住民の役割	
	(4) 動物の飼い主の役割	
	(5) 動物取扱業者の役割	
	(6) 動物愛護推進員（以下、「推進員」という。）の役割	
	(7) 関係団体、ボランティア等の役割	
4	推進計画の構成	2
5	高知県内における取り組み	3
	(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	3
	(2) 動物の殺処分数の削減	7
	(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止	10
	(4) 所有明示（個体識別）措置の推進	12
	(5) 動物取扱業の適正化	13
	(6) 実験動物の適正な取扱いの推進	14
	(7) 産業動物の適正な取扱いの推進	15
	(8) 災害対策	16
	(9) 人材育成	18
	(10) 調査研究の推進	19
	(11) こうち動物愛護センター（仮称）の設置	21
6	達成状況の確認と計画の見直し	21

1 動物愛護管理推進計画（以下、「計画」という。）の考え方

（1）目的

この計画は、高知県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものです。

（2）対象地域

高知県全域

（3）計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

2 推進計画の基本目標

（1）人と動物との調和の取れた共生社会の実現

県、市町村、関係団体、ボランティア等が連携・協働して適正飼養の啓発、動物愛護思想の普及を推進するとともに、動物取扱業者への情報伝達、指導等により、事業者による飼い主への社会的責務に関する普及を図ります。

（2）人と動物の安全の確保

動物による人への危害や生活環境被害、人と動物の共通感染症を防止するとともに、南海トラフ地震等の自然災害を想定した災害時対策として、県、市町村、関係団体等が連携した危機管理体制を作ります。

3 役割

この計画を実施していくためには、各実施主体の連携・協働による取り組みを推進していくことが必要です。

（1）高知県・高知市（以下、「県等」という。）の役割

動物取扱業者の登録と監視指導、動物の保護収容・譲渡・返還、不妊去勢手術や所有明示等の適正飼養啓発等による収容・殺処分数の削減対策、人と動物の共通感染症対策、動物愛護推進員の委嘱などを行うほか、災害対策として、同行避難等の啓発及び災害時には関係団体等と連携して動物救護のための支援を実施します。

また、県は、本計画の推進のため市町村・団体等との調整等を行います。

（2）市町村の役割

地域住民と密接に関わる立場として、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるとともに、地域の実情に応じた具体的な取り組みを検討し、県と共に、狂犬病予防、動物の適正飼養、動物愛護について住民の理解を促進していきます。

また、災害発生時の同行避難を前提として、避難所における動物の取扱いなどについて一定のルールを設けるなど、地域の実情に応じた対策の検討と設備や物資の備蓄を行います。

(3) 住民の役割

動物に対して人が抱く感情はさまざまであることを前提とし、地域においては、それぞれの立場で日ごろから相互理解による関係を築くとともに、地域課題として、協力、相談体制をもちながら問題の解決に向けた対応をしていくことが求められます。

(4) 動物の飼い主の役割

法令等を遵守し、動物の生理・生態・習性に応じて生涯にわたり適正に飼養する責務があります。そのためには、飼養前から、飼養に要する経費、高齢動物の世話、人と動物の共通感染症等についても、十分理解するとともに、災害時には同行避難できるように、しつけやワクチンの接種、所有者の明示、避難時の餌等の準備をしておく必要があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう行動する必要があります。

(5) 動物取扱業者の役割

飼い主に対する重要事項の事前説明などにより、飼い主責任の浸透を図るなど、適正飼養の推進に大きな社会的役割を担っています。法令、関係基準を遵守し、動物の適正管理を確実に実施する必要があります。

(6) 動物愛護推進員（以下、「推進員」という。）の役割

行政、動物関係団体などと協力し、地域に根付いた具体的な普及啓発活動のリーダーとしての役割が期待されます。

また、災害時において、行政が行う犬・猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすることも期待されます。

(7) 関係団体、ボランティア等の役割

団体の機能や役割に応じ、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、人と動物との調和のとれた共生社会づくりに寄与することが期待されます。

また、各団体相互の活動を理解するとともに、動物愛護と適正管理を進めるために、協力し合うことも期待されます。

4 推進計画の構成

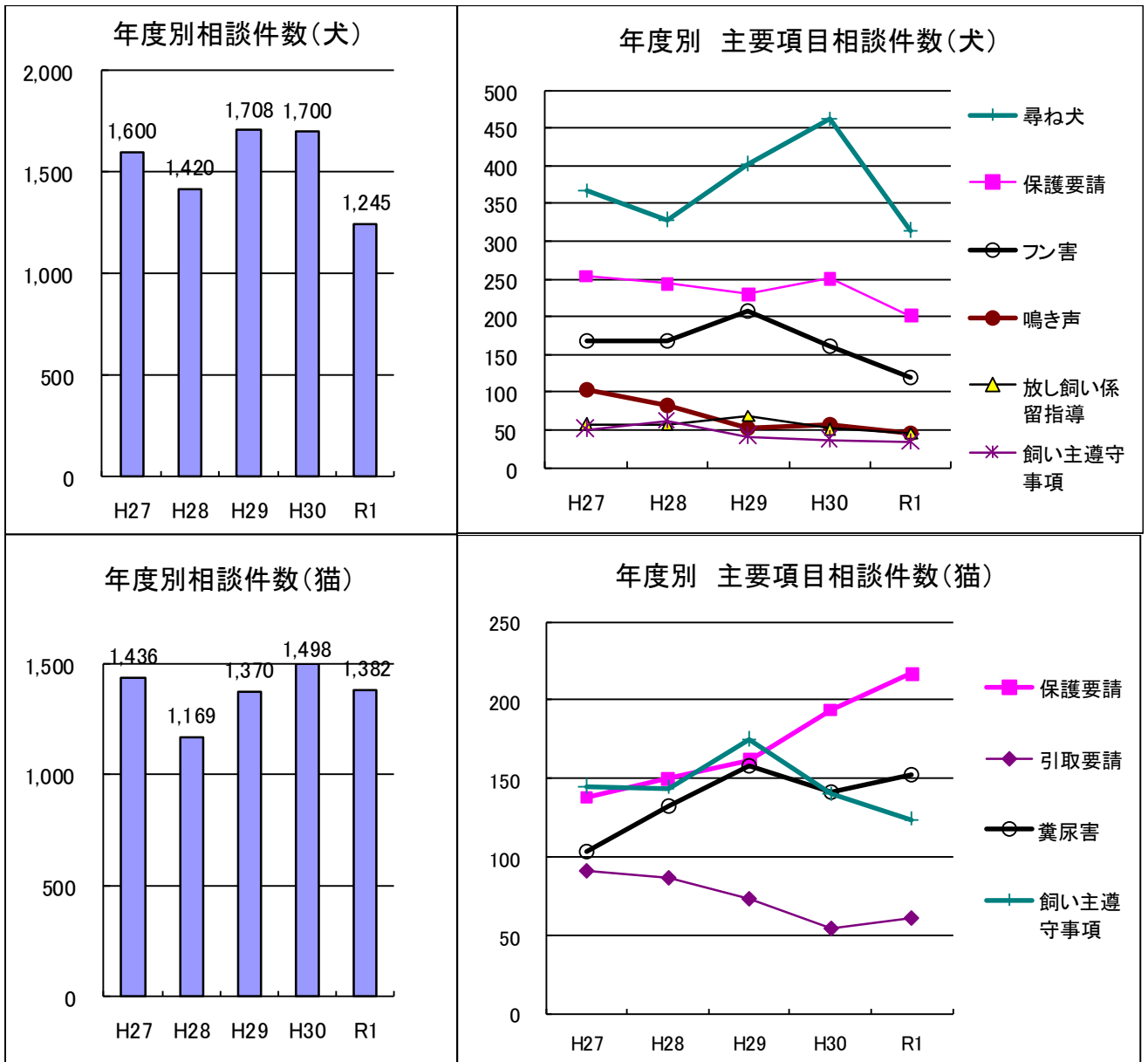
この計画は、基本目標を達成するために必要な施策の内容を10の項目に分け、それぞれに県の「現状とこれまでの取り組み」、それを踏まえた今後の「課題と取組方針」と「取組内容」を記載しています。

5 高知県内における取り組み

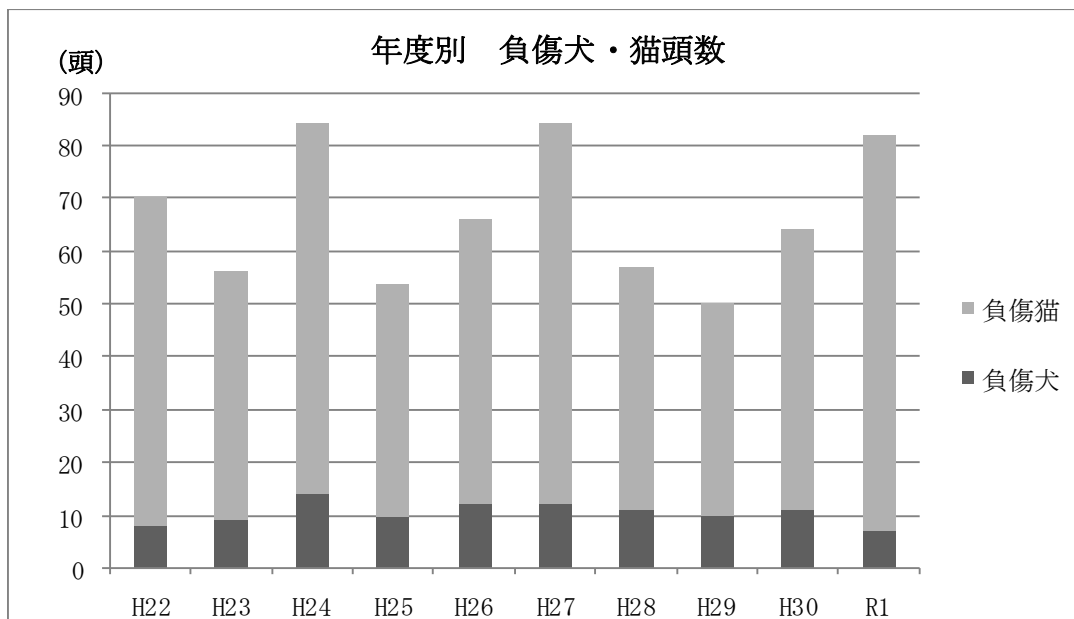
(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

現状

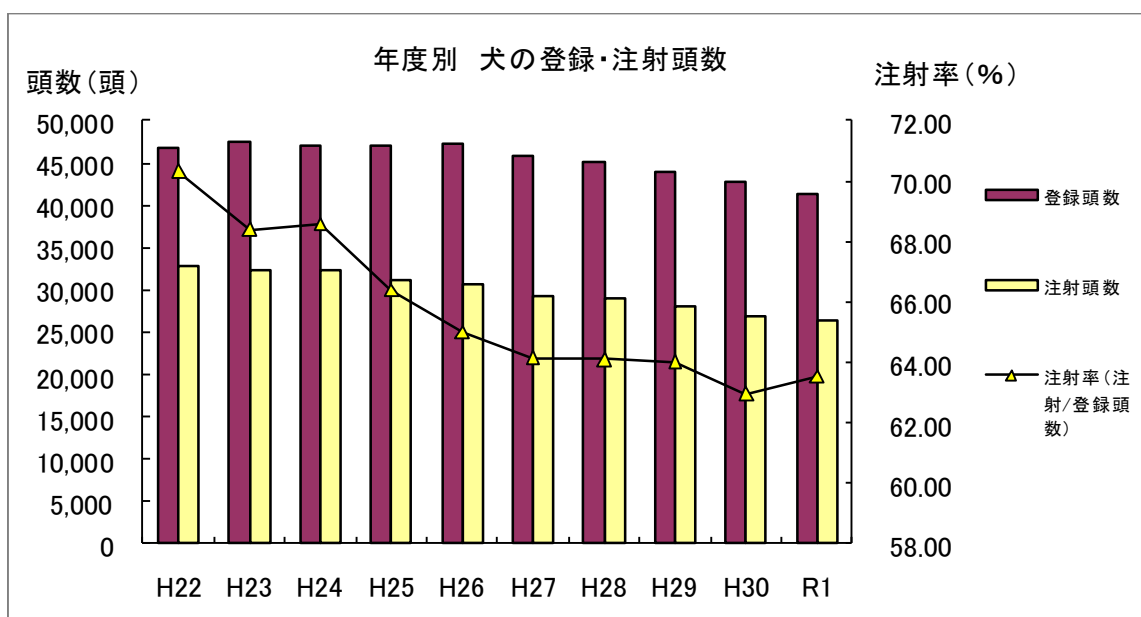
- ・ 高知県内の保健所等には、犬及び猫に関する相談が多く寄せられています。かつては猫より犬に関する相談が多かったものの、近年は猫に関する相談も増加し、現在は同程度の件数の相談が寄せられています。
- ・ 犬に関しては、「尋ね犬」や「保護要請」についての相談が多く寄せられています。
- ・ 猫に関しては、「保護要請」が急増しているほか、「糞尿害」についての相談が多く寄せられています。



- ・ 保護された負傷犬・猫の頭数が減少していない原因として、係留していない犬や屋外飼養の猫、野良猫が、依然として一定数存在していることなどが考えられます。



- ・ (一社) ペットフード協会の調査 (令和2年度) によると、全国の犬の飼養頭数は約 8,489 千頭、猫の飼養頭数は約 9,644 千匹と推計されています。また、犬の飼養率は 11.85%、猫の飼養率は 9.60% でした。
- ・ 厚生労働省は、令和元年度の全国の犬の登録頭数からみた狂犬病予防注射実施率は 71.3% としています。高知県においては、平成 22 年度から実施率が徐々に低下しており、令和元年度は 63.5% となっています。また、相当数の未登録犬がいることが推測されるため、注射率はさらに低い可能性があります。



これまでの取組

- ・ 県は、推進員と連携し、学校等において動物愛護教室を実施しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数	17	13	19	19	15	16

- ・ 県等は、新たに飼い主になる方を含め、犬や猫の飼い主を対象に、高知県愛玩動物協会（以下、「愛玩動物協会」という。）及び公益社団法人高知県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）と連携して犬・猫の飼い方講習会を月1回以上開催しており、小動物管理センターや保健所等の収容動物の譲渡希望者には、原則、受講を義務づけています。
- ・ 県は、犬の飼い主を対象に、愛玩動物協会と連携してしつけ方講習会を各地域で開催しています。
- ・ 高知県動物愛護推進協議会（以下、「協議会」という。）が主催となって、動物愛護週間関連行事（動物愛護のつどい及び動物愛護絵画展）を開催しています。
- ・ 市町村が実施する狂犬病予防注射（集合注射）時及び各動物関係団体（獣医師会、動物愛護団体等）の主催事業において、適正飼養や災害対策の啓発リーフレット等を配布しています。

取組方針

- ・ 飼い主の社会的責任、動物に関する正しい知識を持ってもらうため、動物愛護教室や犬・猫の飼い方講習会、犬のしつけ方講習会を継続します。
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上並びに適正飼養の普及を図るため、啓発を継続します。
- ・ 負傷動物及び所有者不明動物の減少のため、犬の係留、猫の屋内飼養、不妊去勢措置及びマイクロチップの装着等の促進・意識向上を図ります。
- ・ 猫の繁殖制限を図るため、猫の不妊去勢手術を推進します。
- ・ 災害時に同行避難するために必要なトレーニング等の啓発を行います。

取組内容

1 学校における動物愛護の普及啓発

県等は、早い段階での動物愛護思想の普及、飼い主責任の意識向上等を図るために、動物愛護教室を開催します。

推進員は、県と共に積極的に動物愛護教室を実施していきます。

また、学校との連携を図り、学校の先生からも児童、生徒のみなさんに啓発してもらえよう務めます。

- 2 多様な手段を活用した積極的な普及啓発
 県等は、インターネット、広報紙、報道機関等の活用や、市町村、獣医師会、ボランティア、民間企業等と連携した啓発活動を推進します。
 また、県等は、飼い方講習会やしつけ方講習会等において、民間の団体等と協力し、災害時の同行避難を含めた適正飼養の講習等を行います。
- 3 動物の感染症等に関する情報の提供
 県等及び動物関係団体は、飼い主に役立つ情報として、感染症等に関する情報を県民に広く情報提供することに努めます。
- 4 地域での普及啓発の推進
 県等及び市町村は、それぞれの協力のもと、動物に関する苦情が発生している地域などにおいて、地域の区長会などを通じた適正飼養の普及啓発を推進します。

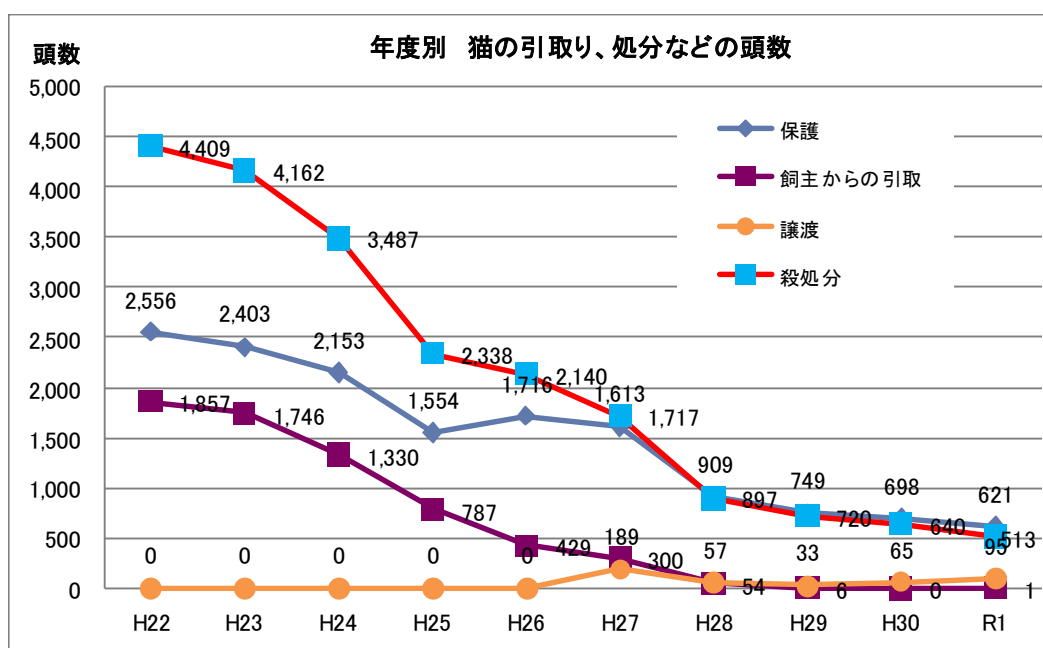
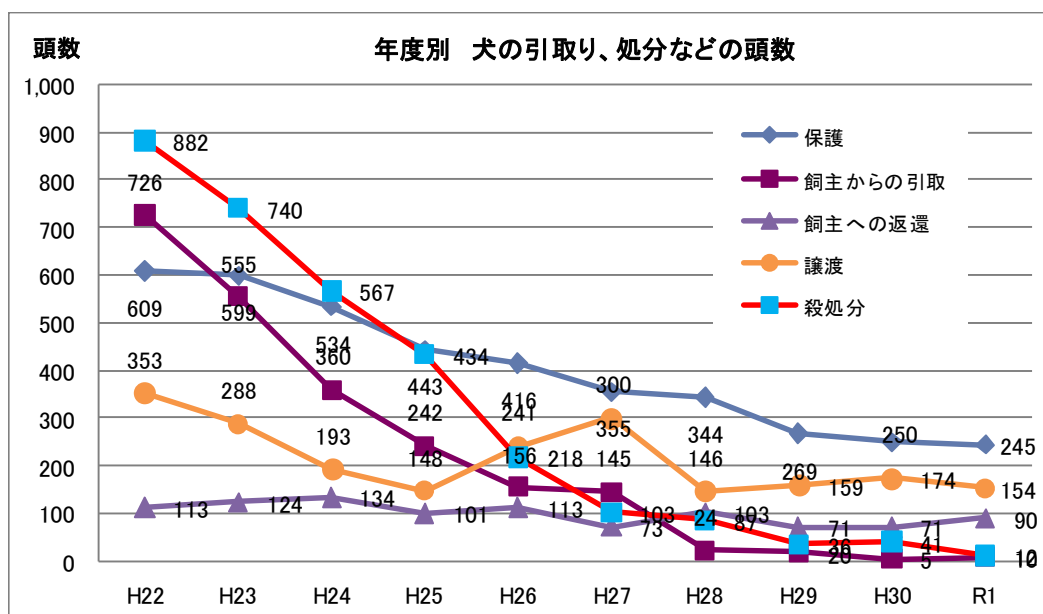
タイムスケジュール

年度 施策	3	4	5	6	7	8 以降
1 学校における動物愛護の普及啓発	動物愛護教室の開催 内容の評価	内容の評価	内容の評価	内容の評価	内容の評価	内容の評価
2 多様な手段を活用した積極的な普及啓発	啓発方法等について随時、見直し・改正					
3 動物の感染症等に関する情報提供	獣医師会等と連携した講習会の開催					
4 地域での啓発の推進	各保健所等、市町村の共通認識づくり機会を捉えて随時実施					

(2) 動物の殺処分数の削減

現状

- ・ 近年、殺処分数は大きく減少しており、令和元年度の殺処分数は、犬が12頭（平成24年度比97.9%減）、猫が513頭（平成24年度比85.3%減）となりました。
- ・ 飼い犬や飼い猫の引取りがほとんど無くなり、令和元年度には所有者不明の犬や猫の引取りの合計が全体の89.4%となりました。
- ・ 法改正（令和元年度）により、犬や猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して適正飼養が困難となるおそれがある場合には、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うことが、義務となりました。



※「殺処分」は収容中の死亡を含む。

これまでの取組

- ・ 飼い犬・猫の引取りを有料化しました。
- ・ 市町村では、窓口での犬・猫の引取りを廃止しました。
- ・ 小動物管理センターに譲渡用猫舎を設置、収容犬舎を増設することで、収容期間を延長し、犬・猫の譲渡の機会を確保しています。
- ・ 小動物管理センターホームページに「アニマルステーション」を開設し、犬・猫を譲りたい人と飼いたい人、迷い犬・猫を捜している人と預かっている人の情報交換の場を提供しています。
- ・ 小動物管理センターホームページに保護犬・猫の写真を掲載し、飼い主への返還及び譲渡を促進しています。飼い方講習会及び譲渡見学会の休日開催や、ボランティアと連携した譲渡会の開催により譲渡を促進しています。
- ・ 譲渡ボランティア制度を創設しました。
- ・ 県は、ミルクボランティア制度を試行しています。
- ・ 譲渡動物の不妊去勢手術やワクチン接種、マイクロチップ装着等の費用を助成しています。
- ・ 動物の遺棄・虐待に関するポスター等を作成し、配布しています。
- ・ 猫の繁殖制限措置費用を助成しています。

取組方針

- ・ 繁殖制限措置の実施など適正飼養の普及啓発に取り組みます。
- ・ 訓練の実施等により収容動物の譲渡適性向上を図るほか、飼養者教育を継続するなど、適正な譲渡に向けて取り組みます。
- ・ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進等により猫の出生を抑制し、猫の収容数の削減に取り組みます。
- ・ 収容能力の限界を理由とした殺処分をなくすため、マイクロチップ装着や譲渡の推進等により、収容動物の早期返還・譲渡に取り組みます。
- ・ 動物関係団体、ボランティアなどとの連携のもと、各取組を推進します。

目標

殺処分数について、国の基本指針に沿って、以下の数値目標を設定する。

○犬 令和12年度まで、平成30年度比50%（20頭）以下を継続

※本県では殺処分0を目指しており、現状、本県では収容中死亡以外の殺処分がほとんど無くなっているが、殺処分数には重症の傷病動物の安楽殺や収容中の死亡などが含まれており、さらなる殺処分の削減は非常に困難。

○猫 令和12年度までに、平成30年度比50%減（320頭）を達成

取組内容

1 引取り頭数の抑制

県等は、所有者からの犬・猫の引取相談時には、所有者の責務（終生飼養及び引取りの拒否の規定等）について周知を徹底しながら、やむを得ない場合のみ引取りを行います。また、ペットのしつけ方を学べる教室を開催します。

2 適正飼養に関する普及啓発と情報発信

県等、市町村及び動物関係団体などは、不妊去勢手術、マイクロチップの装着、犬の係留、猫の屋内飼養のメリットに関する情報など、飼い主が適正飼養をしやすくなるような情報の普及啓発に努めます。

また、屋内飼養などの理由で不妊去勢手術の必要性を感じていない人に対しては、災害発生時など、緊急時における対策の必要性について啓発します。

3 譲渡の促進

県等は、より多くの動物が適正に飼養管理できる飼い主へと譲渡されるよう、インターネットを活用した情報発信等を実施するほか、ボランティア等と連携して譲渡会を開催します。

また、動物愛護センター開設後は譲渡の取組のさらなる拡充に取り組み、動物の譲渡を促進します。

4 飼い主のいない猫の繁殖制限の推進

県等は、市町村や地域住民等が協働で行うTNR活動や地域猫活動を支援し、飼い主のいない猫の繁殖制限を推進します。

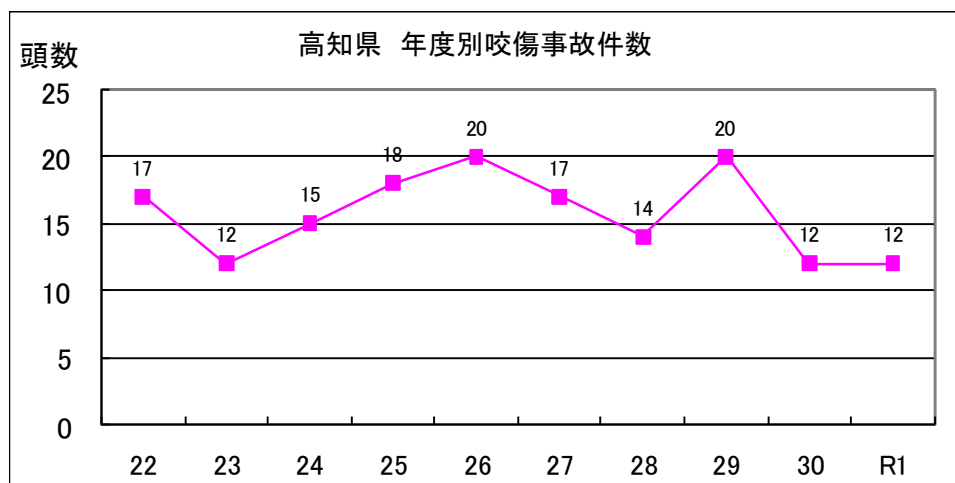
タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8 以降
1 引取り頭数の抑制	引取相談時に所有者への説諭の徹底 犬・猫の飼い方講習会や犬のしつけ方講習会の開催					
2 適正飼養に関する普及啓発、 情報発信	県等、動物関係団体、市町村などが連携のもと、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
3 譲渡の促進	譲渡の実施 より効果的な譲渡方法の検討・見直し					
4 飼い主のいない猫の繁殖制限の推進	TNR・地域猫活動の推進・支援					

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

現状

- ・ 犬による咬傷事故は、年間 15 件程度で推移しています。
- ・ 県内で届出のあった咬傷事故（令和元年度）は、全てが飼い犬によるものであり、発生時の状況は、けい留運動中に発生したものが 37.5%で最も多くなっています。また、全て被害者が公共の場所を通行中に発生しています。
- ・ 県内の保健所等には、犬や猫に関する相談が、毎年 2,500 から 3,000 件程度寄せられています。
- ・ 猫に関して、「糞尿害」についての相談が多く寄せられています。
- ・ 動物の飼養又は保管に起因した周辺環境の悪化や野良猫に関する苦情については、各地域において長年懸案となっている事例があります。
- ・ 国は、多頭飼育問題など不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺の生活環境の保全等を図る措置のあり方について検討し、ガイドラインを作成する予定です。



これまでの取組

- ・ 状況に応じて市町村、地域の関係者（民生委員、地区長など）、警察等と連携し、対策を実施しています。
- ・ 飼い主のいない犬・猫への不適切な給餌行為については、個別に対応しているほか、TNR活動や地域猫活動を支援し、飼い主のいない子猫の発生の防止に取り組んでいます。
※TNR活動：飼い主のいない猫を捕まえて(Trap)、不妊去勢手術を行ない(Neuter)、元の場所に戻す(Return)活動
- ・ 狩猟免許更新講習会において、狩猟時以外の係留の義務や登録、注射、マイクロチップに関する啓発を実施しています。
- ・ 多頭飼育問題など不適正な飼養については、市町村等と連携しながら、各事例の状況に応じて対応しています。

取組方針

- ・ 飼い犬による咬傷事故や無責任な餌やり行為等の発生を予防するため、市町村、動物関係団体及びボランティア等と連携しながら、適正飼養の普及啓発やそれらの行為の問題点の情報発信等を継続していきます。
- ・ 多頭飼育問題など不適正な飼養に対しては、国が策定予定のガイドラインに沿って、関係部局等との連携を強化しながら対応していきます。

取組内容

1 咬傷事故の防止に関する啓発
<p>県等は、咬傷事故のパターンや日常的な苦情内容として多い、放し飼いの防止について、市町村又は関係団体と共に効果的な普及啓発方法を検討し、実施します。</p> <p>また、猟犬による咬傷事故の防止のため、狩猟者及び狩猟に関わる団体への指導啓発を引き続き行います。</p>
2 糞尿害や無責任な餌やり行為防止のための普及啓発
<p>県等は、講習会やホームページ、マスコミなどの広報を活用し、糞尿害や無責任な餌やり行為防止のための普及啓発を行います。</p> <p>また、市町村等と連携し、地域主体で行っている防止キャンペーンなどを推進します。</p>
3 不適正な飼養への対応
<p>県等は、多頭飼育問題など不適正な飼養に対して、飼養環境の改善に向けて指導等必要な措置を行います。また、それらへの対応にあたっては、国のガイドラインを参考に、市町村や関係部局などとの連携を強化していきます。</p>

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8 以降
1 咬傷事故の防止に関する啓発	動物関係団体、市町村などにより、イベントの実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施					
2 糞尿害や無責任な餌やり行為防止のための普及啓発	飼い方講習会、イベント実施時の啓発を実施 効果的な啓発方法について検討・実施					
3 不適正な飼養への対応	飼養環境改善に向けた指導等の対応 国ガイドラインを参考にした関係部局等との連携強化					

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

現状

- ・ 法改正（令和元年度）により、令和4年6月以降は、犬猫等販売業者に、取得した犬や猫へのマイクロチップ（以下、「MC」と言う。）の装着が義務づけられたほか、装着した者には、その犬や猫について登録を受ける義務などが課されました。
- ・ （一社）ペットフード協会の調査（令和元年度）では、所有明示が必要であることの認知率は58.6%でした。また、所有明示を認知している犬又は猫の飼育者のうち、実際に所有明示措置を行っている者は、犬の飼育者では75.2%、猫の飼育者では50.3%でした。
- ・ 動物ID普及推進会議（A I P O）のデータベースに登録されている県内在住者の所有動物は、犬が5,802頭、猫が1,838頭であり、市町村に登録されている犬の頭数に対するMC登録率は14.0%でした。（令和元年度末時点）

これまでの取組

- ・ 小動物管理センター及び各保健所等にMCリーダーを配備し、保護した犬や負傷動物について、識別記号の読み取りを行っています。
- ・ MC啓発リーフレットを譲渡会及び講習会等で配布しています。
- ・ 譲渡動物のMC装着費用を助成しています。

取組方針

- ・ 法改正や災害時対策を踏まえ、所有明示措置の必要性、特にMCについての啓発を強化し、MC装着を促進していきます。
- ・ MC装着後の犬又は猫については、登録等が義務であることを周知し、常に正しい情報が登録されるよう務めていきます。

取組内容

1 マイクロチップの装着や情報の登録、更新等の普及啓発

県等は、動物関係団体や市町村と連携し、MC装着の必要性やメリットの広報活動、MCの装着ができる動物病院の紹介などによりMC装着の普及啓発を行い、義務化の対象となっていない一般飼い主等の所有する犬又は猫への装着を推進します。

また、MCを装着している犬・猫であっても所有者情報が登録されていない、又は過去の所有者が登録されていることなどがあるため、県等は、動物関係団体や市町村と連携し、MC装着後の情報の登録・更新等の義務の周知に努めます。

タイムスケジュール

施策	年度	3	4	5	6	7	8	
								以降
1 マイクロチップの装着や登録、更新等の普及啓発		動物関係団体、市町村などと連携し、イベント実施、啓発物配布など、効果的な普及啓発方法について検討・実施						

(5) 動物取扱業の適正化

現状

- 令和2年4月1日現在の県内の第一種動物取扱業者の数は、246事業所、292業種、第二種動物取扱業者は、12施設、21業種です。
- 令和元年度には、第一種動物取扱業者の事業所28施設に対し、計32件の立入検査を実施しました。
- 法改正（令和元年度）により、動物取扱責任者の要件が厳格化されたほか、飼養管理方法等に関する遵守基準が具体化されるなど、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者登録業種内訳									業種別 内訳計	第二種動物 取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者届出業種内訳					業種別 内訳計
	販売	販売のうち 犬猫等販 売業	犬猫等販 売業のうち 繁殖を行う 者	保管	貸出し	訓練	展示	競りあつ せん業	譲受 飼養業			譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
246	107	77	56	136	6	17	25	0	1	292	12	12	5	2	1	1	21

これまでの取組

- 動物取扱業者に対し、立ち入り検査等を通じ、関係法令や基準の遵守等について指導しています。
- 各保健所等において動物取扱責任者研修を実施しています。

取組方針

- 動物取扱業者の不適正な動物の取扱い等について、施設への訪問や立入検査等を通じて、適正な事業を行うよう指導していきます。
- 第一種動物取扱業の基準や事業者の事業所での対面説明義務等に関する周知をしていきます。
- 第二種動物取扱業者の届出が必要な者に対しては、届出を促していきます。

取組内容

1 第一種動物取扱業者への監視指導

県等は、立ち入り検査等により飼養管理状況等を適宜確認し、必要な指導等を行います。インターネット販売など飼養施設のない業態については、事業者からの聞き取りや広告の確認などにより実態を把握し、業態に合わせた適切な監視を行います。

また、動物取扱責任者講習会において、法令や動物の取扱いに関する最新情報等を提供し、周知を徹底します。

そして、問題事例に対しては、法に基づく勧告、措置命令を適切に行います。

2 第二種動物取扱業者への指導

第二種動物取扱業の届出基準を満たす者に対しては、適切に届出を行うよう促していきます。

また、届出後は飼養管理状況等を適宜確認し、必要な指導等を行います。問題事例に対しては、法に基づく勧告、措置命令を適切に行います。

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8
施策						以降
1、2 動物取扱業者への監視指導	立入り・指導					

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状

- ・ 実験動物については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月環境省告示第88号)が定められているほか、平成29年度には「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」が作成されています。
- ・ 県内においては、研究機関で動物実験を行っており、平成25年度「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の改正については、関係部局へ周知しました。

取組方針

- ・ 実験動物を使用している施設に対し、関連基準を周知徹底していきます。

取組内容

1 実験動物の飼養保管状況の情報収集

県等は、国が定期的実施している実験動物の飼養保管等基準の遵守状況の実態把握調査に関する情報収集を行っていきます。

2 実験動物の飼養保管基準の周知、助言

県等は、上記調査を元に、実験動物の飼養保管基準の周知（「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）に関する普及啓発）と助言を行います。

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8
施策						以降
1, 2 実験動物の飼養保管状況の把握～飼養保管基準の周知、助言	動物実験施設における飼養状況等の把握					
	実施機関に対する基準の周知、助言					

（7）産業動物の適正な取扱いの推進

現状

- 産業動物については、国が「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知を発出しているほか、国の補助事業により、各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされています。
- 平成25年度、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の改正があり、関係部局へ周知しました。

取組方針

- 畜産農家等に対し、関連基準を周知徹底していきます。

取組内容

1 産業動物の福祉に関する動きへの対応

県等は、今後も環境省における「産業動物の飼養及び保管に関する基準」改正の動きに注目し、関係部局を通じて畜産農家等へ周知します。

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8 以降
施策						
1 農業振興部局との連携・情報共有	関連情報の収集 関連機関との連携・対応					

(8) 災害対策

現状

- 高知県地域防災計画において、以下の記載があります。

<p>1 3-9 犬、猫、特定動物等の保護及び管理</p> <p>1 実施責任者 県、市町村、住民及び民間団体</p> <p>2 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。 (1) 県の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して動物救護本部を立ち上げ、動物救護施設を開設します。 ○ 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。 (2) 市町村の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援します。 ○ 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行います。 ○ 動物救護本部が動物救護施設を市町村内に開設する場合は建物又は用地の確保等に協力します。 (3) 民間団体の活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

- 各市町村においても、地域防災計画に動物の保護及び管理に関する記載があります。
- 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年環境省告示第 37 号）」には、飼い主が努めることとされている緊急時対策として、避難に必要な準備や、同行避難を行うことが記載されています。
- 国は、「災害時におけるペットの救護活動ガイドライン」（平成 25 年度）や「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成 29 年度）、「被災ペット救護施設運営の手引き」（平成 30 年度）などのガイドライン等を作成しています。

これまでの取組

- ・ 県は、災害発生時における動物の避難場所の確保等について検討するため、各市町村における防災計画について確認しました。
- ・ 獣医師会等動物関係団体において、それぞれ独自の研修会等を開催しています。
- ・ 県は、獣医師会と災害時における動物の救援活動に関する協定を締結しました。
- ・ 県は、動物関係団体と、動物救護マニュアルについて検討しています。
- ・ 県等は、講習会、動物愛護のつどいや動物愛護教室等において災害時同行避難に関する情報を提供しています。
- ・ 県は、災害発生時に同行避難ができるよう、ペットのしつけ等に関する講演会を開催しています。
- ・ 防災フェスティバルに参加し、同行避難の啓発を行っています。

取組方針

- ・ 県内の危機管理体制を整備していきます。

取組内容

1 動物救護マニュアルの策定

県は、動物救護に関する対策本部の設置など全体の体制及び動物関係団体からの受援体制の確立などについて、市町村や動物関係団体とその役割分担について協議し、具体的な役割分担と流れを記載したマニュアル等を作成します。

2 一般県民、動物取扱業者等に対する平常時対策の普及啓発

県等は、イベントや講習会等を利用し、災害発生時にペットと同行避難が行えるよう、また、迷ってしまった動物が安全に飼い主の元へ帰れるよう、平常時から備えが必要であることを普及啓発します。

また、動物取扱業者等に対し、動物の避難場所の確保など、災害時の動物の保護管理について指導します。

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8 以降
1 動物救護マニュアルの策定	マニュアルの策定	定期的な訓練の実施、マニュアルの見直し				
2 一般県民、動物取扱業者等に対する平常時対策の普及啓発	動物関係団体等と連携し、イベント実施、啓発物配布など、効果的な啓発方法について検討・実施		立入り・指導			
			イベント等を利用した同行避難の啓発			

(9) 人材育成

現状

- ・ 法改正（令和元年度）により、高知市以外の市町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとなりました。
- ・ 現在、県は42人に推進員の委嘱を行っています。

これまでの取組

- ・ 推進員は、県からの委嘱を受け、動物愛護教室の実施や動物愛護週間行事への参加等の活動をしています。
- ・ 勉強会等を通じて、推進員同士が連携してもらうことで、活動内容の工夫がしやすい環境がつくられています。
- ・ 小動物管理センターでは、県内の動物関連専門学校の生徒の見学や研修、体験学習を授業の一環として受け入れています。

取組方針

- ・ 推進員の募集を広く行うことにより、活動の地域的な偏りを少なくしていきます。
- ・ 推進員の勉強会などにより、災害時における動物の避難、保護等に必要な知識の共有と、目指す方向性を統一化していきます。
- ・ 推進員等と連携し、TNR活動や地域猫活動など、他地域の模範となるような地域の取組を支援していきます。
- ・ 市町村への動物愛護管理担当職員の設置を促進します。

取組内容

1 推進員活動の継続

県は、推進員が行う動物愛護教室を継続させるとともに、それ以外の推進員活動についても検討し、公募により推進員の委嘱を進めていきます。

また、その活動をホームページ等で紹介し、推進員活動の広報を行います。

2 推進員の研修、勉強会等の実施

県は、推進員に、活動を行ううえで必要な知識や、統一した活動方針の共有を図るため、推進員の研修や勉強会の内容を検討し実施します。

3 模範となる地域の取組の支援

県は、推進員等と連携しながら、TNR活動や地域猫活動などを支援し、他地域の模範となるような地域の取組を支援します。

4 動物関連専門学校との情報交換と連携体制づくり

県は、県内における動物関連の専門学校と情報交換や事業上の連携をすることで、将来、動物に関係する業務に就く人に、早い段階で県内の状況や課題を知ってもらい、地域において動物の適正飼養・管理方法に関する指導的な役割を担ってもらえるように努めます。

5 市町村の動物愛護管理担当職員の設置推進

市町村に対して動物愛護管理担当職員の設置が努力義務化されたことを周知するとともに、設置を促進します。

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8
施策						以降
1 推進員活動（動物愛護教室）の継続	推進員の募集方法等について検討		新たな推進員の委嘱	推進員の募集方法等について検討		新たな推進員の委嘱
	動物愛護教室の実施		教室の実施方法、教室以外の推進員活動について検討・実施			
2 推進員への研修の検討と実施	研修実施（毎年1回以上）					
3 模範となる地域の取組の支援	取組の掘り起こし、支援、情報発信					
4 専門学校との情報交換・連携体制づくり	随時情報交換 事業の実施における連携					
5 市町村の動物愛護管理担当職員の設置推進	市町村への周知					
	市町村に設置を働きかけ					

(10) 調査研究の推進

現状

- ・ 国は、動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めています。
- ・ 国は、動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理しています。

これまでの取組

- ・ 県は、高知県衛生環境研究所において、人と動物の共通感染症に関する調査研究を実施しています。

取組方針

- ・ 狂犬病発生時対策などの危機管理体制をつくるための調査、研修をしていきます。
- ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を立てるための情報収集をしていきます。
- ・ 動物愛護、適正飼養を推進する観点での調査研究について、体系的に取り組む体制をつくっていきます。

取組内容

1	<p>狂犬病発生時対応についての体制の整備</p> <p>県等は、狂犬病発生時の対応として、発生現場の状況調査や犬の飼養者への指導、犬からの検体採取や検査、情報公開など一連の流れについて、各関係機関が円滑に連携できるように、マニュアルを策定し、訓練等を実施します。</p>
2	<p>動物愛護、適正飼養に関する情報の収集</p> <p>県等は、動物の愛護と適正飼養の推進のため、国が行う調査研究の情報を収集し、関係者へ情報提供していきます。</p>
3	<p>医療機関等との連携</p> <p>人と動物の共通感染症に関する対応については、人の医療や健康に関する関係機関、関係団体との連携を推進します。</p>

タイムスケジュール

年度	3	4	5	6	7	8以降
1 狂犬病発生時対応についての体制の整備	マニュアルの策定	定期的な訓練の実施、マニュアルの見直し				
2 動物愛護、適正飼養に関する情報の収集及び情報提供	国が行う調査研究の情報を収集し、随時、協議会や市町村担当者の会などを通じ、情報提供					
3 人の医療に関する機関との連携	感染症に関する取り組みにおいて連携					

(11) こうち動物愛護センター（仮称）の設置

現状

- ・ 現在の動物収容施設である小動物管理センターは、狂犬病予防対策を目的として建設された施設であり、犬及び猫の譲渡を進めるための収容スペースや県民の皆様が動物愛護について学んだり、動物とふれあうスペースなど、動物愛護の機能が不足しています。
- ・ また、老朽化の進行や狭隘な敷地により改修にも限界があることから、動物愛護の取組を抜本的に充実させるため、動物愛護センターの設置が必要です。

これまでの取組

- ・ 県等は、平成 28 年度の高知県・高知市連携会議において、共同設置の方針を確認しました。
- ・ 県等は、動物愛護センターを整備するにあたり、基本的な考え方や求められる役割等を示した「こうち動物愛護センター（仮称）基本構想」を平成 30 年度に策定しました。
- ・ 県等は、動物愛護センターの設置場所の選定等を進めています。

取組方針

- ・ 設置場所の選定を進めるとともに、施設概要の検討を進めます。
- ・ 設置場所や施設概要の決定後は、施設や体制の整備を進め、早期開設に向けて取り組んでいきます。
- ・ 開設後、運営体制にスムーズに移行できるよう、職員の育成・研修等について検討していきます。

6 達成状況の確認と計画の見直し

本計画の達成状況は、定期的に高知県動物愛護推進協議会と県において確認するほか、確認時に得た意見や、社会情勢の変化などを踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。